

会議録

会議の名称	第1回 西東京市農業振興計画推進委員会
開催日時	平成28年5月19日（木） 10時00分から12時00分まで
開催場所	保谷庁舎 防災センター6階 講座室2
出席者	（委員）後藤委員長、北澤副委員長、高木委員、渡部委員、村田委員、保谷委員、本橋委員、大谷委員、今安委員、藤波委員 （事務局）五十嵐課長、北原主幹、永井係長、師岡主事
議題	(1) 市民農園利用者負担金の見直しについて （市民農園の新しい展開について） (2) 平成28年度 第2次農業振興計画に係る取組みについて （第2次農業振興計画施策について） (3) 都市農業振興基本法と都市農業振興基本計画について （都市農業振興基本法と第二次農業振興計画の施策検証について）
記録方法	☐ 全文記録 ☒ 発言者の発言内容ごとの要点記録 ☐ 会議内容の要点記録
会議内容	
○委員長： 本日は大村委員より、欠席の連絡をいただいている。ただいまより、第1回西東京市農業振興計画推進委員会を開会させていただく。まず、傍聴者の確認をお願いします。 ○事務局： （「傍聴者なし」の報告） ○委員長： 資料の確認をお願いします。 ○事務局： （配布資料の確認） ○委員長： 次第にしたがって、議事を進める。最初に、「市民農園利用者負担金の見直し」について、事務局より説明を求める。 ○事務局： （市民農園負担金の増額について、現時点での検討内容を説明） ○委員長： 本日の提案は、来年度から負担金を引き上げる方針であるというものでいいか。 ○事務局： これまでの増額の方針に従い、29年度から上げることを考えている。 ○委員長： 事務局の提案にある利用料の引き上げについて、各委員のご意見をいただきたい。 ○委員：	

西東京市の利用料は他の区市と比較して安い方だと思うので、利用料の引き上げには賛成である。

○委員：

肥培管理マニュアルを作られたと聞いたが、費用をかけすぎではないかと思う。市民農園の価格については、その区市の状況によって定めが変わると思っている。ところで、農業者の要望で市民農園を新しく作る場合には、どうしているのか教えてほしい。市として、今後新しく開設する意向はあるのか。

○事務局：

市に財政面での負担もかかるため、新たに費用をかけるのは現時点では難しく、現在運営している市民農園以外を新たに開設しようとは考えていない。

○委員：

各市民農園の開設経過はどのようなものか。開設の際には、どちらから要望するのか。

○事務局：

通常であれば、市に開設意向があって、そこに所有者に農地貸出についての意向がマッチングした場合に開設となる。どちらかといえば、市の意志決定の下、各農業者に市の要望を求めているような形が考えられる。

○委員：

市民農園ごとに条件が異なると思う。市に農地を貸した農業者に、何らかの義務はあるか。

○事務局：

市民農園の管理については、所有者の義務はない。市が借りているので、市で管理する。

○委員：

私自身、シルバー人材センターに所属しているが、これまでシルバー人材センターが市民農園の管理に入っているのは知らなかった。いつ頃からシルバー人材センターが管理に入っているのか。

○事務局：

現在の形態になったのは平成24年度からである。それまでは原則、利用者の声に対応して市が出向くという形であったが、一箇所の農園については、様々な問題から管理員の配置を行っていた。しかし、次第に全ての農園において、砂ぼこりやゴミ等の問題が発生してきたため、巡回型の管理が必要になったため平成24年度から全ての農園を管理対象とした業務を委託することとした。その時点で管理委託費については一定の削減を図っている。毎日の巡回ということではなく、状況によって調整を行っている。

○委員：

市民農園の巡回については、他にも方法がないか考えてほしい。市民の代表として、料金の値上げには慎重な考えを持っているし、賛成するためには色々なことを検討する必要があると思う。色々な事情があると思うので、一概に値上げするということが問題ないかどうか、慎重に考えてほしい。

○委員長：

現在、市が借りている市民農園用の農地については、所有者に何らかの代金は支払っているのか。

○事務局：

固定資産税を減免しているだけである。

○委員長：

それであれば、異なる代金を支払って市民農園用の農地を所有者から借りるということはしていないので、場所による費用の差はないと思われる。市民農園については、今後拡大していくという意向は持っていないのか。農業者の方から開設してほしいという依頼があったとしたら、対応は難しいのか。

○事務局：

検討はしていくが、財政的な制約もあるため、拡大については対応できる可能性は低いと考えている。

○委員：

自宅の周りでは、相続などが発生した時にはどんどん農地が減っているので、今の市民農園がいつまでもつか不安である。利用者負担金については、値上げも重要だとは思いますが、運営にかかっている費用を抑えるということができればいいと考えている。

○委員：

費用負担の割合から考えてみると、利用者の負担は低い。値上げをしたとしても、市が約7割負担するということになる。その部分も含め、利用者負担金が安ければいい、というものでもないと思う。

○委員：

他市の情報から考えてみると、固定資産税相当額を利用者負担金とするというのが、本来では妥当なのではないかと思うし、そこから考えてみても、まだまだ負担金を上げてもいいと思う。

○委員：

市民農園の中で、管理委託料がかなり高い費用負担となっていると思うので歳出額と同等程度までにはした方がよいと思う。それだけでなく、委託費用の負担を減らすため、市民農園の農地の所有者にも、ある程度の管理は行ってもらおうというようなことが重要になってくるのではないかな。

○委員：

市民農園が所有者に返還されたあと、元の畑として使用されるケースは今まであったか。

○事務局：

状況としてはあり得たと思う。

○委員：

別件だが、市民農園の料金を上げると、大事に使うということもあるかと思う。また、肥培管理マニュアルについては、費用をかけすぎていると思うので、もう少し削減できるのではないかなと思う。

○委員：

自分の市民農園でもマニュアルを作成したが、割と費用がかかった。

○事務局：

市民農園の開設の目的としては、利用者である市民に生産することの喜びを知っていただき、農業への理解を深めていただくということが大きな目的であるため、農地の保全というところが大きな目的ではない。また、農業者が生産や販売しているという事を知っていただくことで地産地消を深めていただくことや、市内にある農地そのものを知っていただくということも大きな目的である。肥培管理マニュアルについては、市民の皆様に農業への理解を深めていただく「一要素」として活用しているという部分もある。

○委員長：

市民農園については、開設当時と現在では状況が変わってきている部分も多い。開設当初は、市の意向で農業者に農地を貸してもらうように依頼をしていた、ということもあったと思う。その時の関係性もあるので、現在のように市で管理するという形が出発点となっている。現状、状況が変わってきている中で、どのような負担を利用者に負ってもらう必要があるか、検討する必要もでてくるとは思われる。ランニングコストについては利用者に負担してもらう、という考えが市の負担金を上げるという方針の基本にあるかと思うが、公共的に市民に提供しているものである以上、なるべくコスト削減を検討していくべきであるということも重要である。今回の肥培管理マニュアルについては今回の値上げに直接関係するものではないが、今後も同様の資料を作成するのであれば、内容などを検討し、なるべく費用がかからないようにすることが求められる。管理委託料についても同様に、すぐに減らすということは難しいと思われるが、なるべく削減できるように検討していく必要がある。ただ、今回の値上げについては、ランニングコスト全てをまかなえる程の値上げではない。全体的に経費を減らす努力を継続していくという前提の中で、現在の利用者負担の比率から考えて、今回の値上げについては認め、今後不要な値上げをしないということを狙って経費削減を図っていくという方向性で問題ないか。

○委員：

市民の税金が使われているが、マニュアルについては利用者の負担金が使われるというのがいいと思う。市として、農への理解を深める狙いがあれば、色々な工夫ができるのではないかとと思う。市民に値上げを理解させるためには、他区市と比較して安いので値上げするというだけでは、利用者の理解を得るのは難しいのではないか。

○事務局：

利用者にどれくらいの負担をしてもらうことが必要なのか、というところを考えて、現行価格から上げられる範囲で上げた金額である。市で実際にかかっているコストと、市民農園がどういう位置付けのものか、というところを含んだうえで、妥当かどうかご判断いただければと考えている。

○委員：

農への理解ということについては、農園への看板の設置等、様々な方法を取ることが望まれると思うので、利用者に理解してもらえるような説明が重要だと思う。

○事務局：

看板等も含め、利用者に気持ちよく使ってもらえるような管理維持が必要である、というような意見も前回出ていたと思うので、そういった意見も取り入れ改善を図りつつ、負担増についても適正な利用者負担というところでご理解いただければと考え、今回ご提案させていただいた。

○委員長：

簡単な説明ではなく、しっかり増額について理解してもらえるような説明が望まれる。農園が活性化するようなことを提案していくことも必要である。品評会等も話にあがっていたが、そういったことを実施しつつ、他の付加価値も実行していけばいいと思う。今回の利用者負担増については、認めるという方向で問題ないか。

○副委員長：

値上げについては、これくらいでもいいのではないかなと思う。付加価値という部分については、色々と検討できることもあると思う。

○委員：

利用マナーが悪い利用者に対しての罰則等は設けられていないのか。注意事項等はどこかで明示されているのか。

○事務局：

本当に改善がされない場合には、罰則を適用することも必要だと思っている。肥培管理マニュアル以外で、使用上の注意を行う資料を各利用者に渡している。

○委員：

巡回をした時に、例えば駐輪マナーを守っていない人に対しての厳罰化を行う等、しっかり利用している人との差別化を図る等検討してもいいのではないかなと思う。

○委員：

そういった点については、利用者同士が最初に配慮してお互いに注意すればいいかなと思う。実際に罰則によって利用辞退をしてもらった利用者はいるのか。

○事務局：

実際にこれまでは1人もいなかった。

○委員：

利用マナーについては、利用者同士で相互に育成していくべきところだと思う。

○委員長：

肥培管理マニュアルについては色々と検討すべきことだと思うが、無料で配布していくか、質を上げて有料化するのか、今後も検討していくべきだと思う。

○委員：

市民の意見も取り入れる機会を設けてほしい。

○委員長：

市民農園のあり方については、引き続き議論していきたいと考える。それでは、利用者負担金については、事務局の提案のとおり平成29年度より年間一人あたり3,500円にすることにご承認いただけるか。（全員了承）それでは、事務局の提案についてはご承認いただいたものとする。次に、「平成28年度 第2次農業振興計画に係る取組み」について、事務局より説明を求める。

○事務局：

（平成28年度に、農業振興計画に基づき実施を予定している事業等について説明）

○委員長：

何かご意見やご質問はあるか。

○委員：

女性農業者の育成という部分については、都の事業で女性農業者と家族を集め、生産された農産物を適切に販売することを目的に、農産物を使用した加工品販売の方法等を紹介している。今後はなんらかの形で市とも連携できないか、検討していきたい。

○委員：

女性農業者へのアプローチについては、今後は市全域で実施できるようになるといいと思う。

○委員：

保谷地区でJAの敷地内に開設した直売所は、徐々に浸透してきていると思う。今後は、市の農業者が地区を越えた形で繋がればより効果的だと思う。現在も、加工品等を販売する時には女性の意見等が効果を出しており、販売にも好影響が及んでいる。もちろん直売所だけでなく、JA組織や行政とも連携しながらもっと魅力的な直売所を目指していきたいし、女性の声を積極的に取り入れていければいいと考えている。

○委員：

生産している農産物については、西東京市として特徴を出すには難しさもあると思うので、年齢等のターゲットを定めて、色々な取り組みを検討すると思う。消費者としては、今後多くの可能性を探っていただきたい。

○委員：

現在、その中で女性の取り組みというものを取り入れている。引き続き色々な方法を模索していきたい。

○委員長：

同じ販売でも、直売所とマルシェでは、集まる客層が違っても聞いたことがある。若い方、女性、子ども等が集まるような雰囲気が作られることが望ましいのではないかなと思う。

○事務局：

国の地方創生の中でも、地域において戦略的な取り組みをしていくことが重要とされ、このことに基づき戦略を立てることが昨年度求められた。このことにより、新たな計画として、西東京市においても「西東京市まち・ひと・しごと創生総合戦略」が策定された。多岐に渡っている計画であるが、その中で市の魅力を向上させるために一歩踏み出す戦略を打っていくことが重要と定められている。西東京市における都市農業についても、直売所は重要な取り組みの一つとされており、まちづくりの視点の中で大切な要素と位置付けられている。西東京市については、人口が増えている自治体であるので、今後も消費者が市内産農産物を求めるニーズを察知することが重要だと考えている。また、国において農業女子プロジェクトが実施されているように、国の考えの中でも農産物を「見せる」ということが重要な要素になってきていると思われる。今後も市内産農産物を売る、という方法を模索していく。

○委員長：

他の項目について何か意見はあるか。学校給食については、何か動きが出てきているか。

○事務局：

昨年、栄養士との意見交換会に事務局で出席し、農業者と学校側双方の意見を聞くことができた。それぞれのご意向や、導入にあたっての条件など、意向を確認することができた。農業者か

らも、学校側の意見を聞きたいという声があがったので、なるべく参加しやすくなるような情報提供を行っていききたい。

○委員：

市内に老人ホームなども増えてきている。その入居者が市内産農産物を食べられるような方法などはあるか。また、子どもの孤食というものに対応する子ども食堂というものも増えてきているようだが、市内産農産物をそういったところで使うことはできないか。

○委員：

子ども食堂については市の公民館等から相談があり、市場出荷できない農産物について、無償提供等を行い始めている。

○事務局：

福祉関係への提供については、一昨年市内の病院から市内産農産物を使用したいという相談があり、J A及び市内農業者と連携をとったことがある。ただ、病院や福祉施設については、本部の意向が重要視されることがほとんどで、例えば病院内の食事などはアウトソーシングの事業者が取り入れられていたりすることが多い。検討する余地はまだまだあると思うが、そういった運営上の仕組みという部分も、市内産農産物の導入の障壁となっている。

○委員：

しばらく前に、介護施設への市内産農産物導入に取り組んだことがあるが、非常にコストに厳しかったので、農業者が独自に取り組んでいくということには、大変な難しさがあったと記憶している。そこと比較すると、学校給食については条件面では取り組みやすさがある。

○事務局：

市の産業構造としては、事業者の総数は減っているが、介護、福祉、教育、サービス関係の事業者は増えている。そうしたものが地産地消につながると効果的だとは思いますが、調整の難しさはどうしてもあると思う。

○委員長：

めぐみちゃんメニュー事業についてはどうか。

○事務局：

今年度は映像や音声等の活用によるPRについて、昨年度までよりも期待できると考えている。各事業者へのフォローも、これまで以上に密接な支援ができるのではと期待している。

○委員長：

次に、「都市農業振興基本法と第2次西東京市農業振興計画の施策検証」について、事務局より説明を求める。

○事務局：

(都市農業振興基本法、都市農業振興基本計画及び第二次西東京市農業振興計画の関連性について説明)

○委員長：

市の農業振興計画については、国の基本法や基本計画を網羅していると思うが、いかがか。

○委員：

農業者の中では、現行の生産緑地の制度がどのようになるのか、というところへの注目が非常に高い。条件が厳しくなるのではないか、特定の農業者への恩恵が高くなるのではないか、という危惧も大きい。新しい制度も重要だが、現在の農地を維持している生産緑地や納税猶予の現行制度を維持していくということが、農業者のモチベーションを維持していくというところでも大切なのではないかと思う。情報を的確に提供し、農地を管理していく方法を農業者に分かりやすく示していくことが大切である。枠組みが最終的にどうなるかまだわからない、という部分もあるとは思いますが、出来た後もどうなるかよくわからない部分も、特区と同様多いとは思いますが、農業者に対しては具体的な情報を提供し現状を維持することが必要だと思う。

○委員：

都市農業振興基本法は、国においては環境、防災、教育等の多面的機能、という部分が前面に押し出され、農地は地域社会共通の資源である、と位置付けられており、そのような機能の中で農地保全が重要であるとされている。また、公共的な役割を持つ農地については貸借を認めようとしてされている。ただ、あまりにも広範囲に貸借を認めると、これまで自作農主義という前提があるために、一般的に認められていた生産緑地や納税猶予等についても崩壊してしまう可能性がある。都市で営農する農業者としては、納税猶予制度や生産緑地制度を以前のように適用しやすい制度に戻し、公共性と自作農主義のバランスを考えていくことが大切だと思う。現在、農業改革の転換期だと思うが、情報収集をして、地域と農業者の間の調和を探る必要があると思う。

○副委員長：

基本法の中で言及されている多面的機能を持たせるところについては、単純に農地であればいいとはされておらず、まずは生産環境がしっかり整ってから、と明言されている。生産緑地法が適用除外となる平成34年以降については、現時点では具体的な問題とされていない。それ以降も、生産緑地としての適用は残ると思うが、納税猶予制度については終生営農ということが条件であるため、整合性から見て見直される可能性が高いのではないかとされる。ただ、国会議員の間では、現行よりも厳しい制度にはしないように、という意見が出されている。農地保全については、農業者の努力という部分を満たしながら、どのような制度がいい、ということを要求していくことが大切である。特区については、国が特区ではなく基本法で進める、という方針を出しているのだから、今後は基本法が中心となって話が進められていくと考えられる。基本計画と基本法の中では、まずは生産緑地法がどうなっていくかということが重要になっている。

○委員：

都においても現在計画等の見直しを行っているところである。貸借については、市民農園や不特定多数の人への貸借ではなく、農地の適切な維持のために、既存の農業者、市内農業者等が第一の対象となるべきだということを当然前提としても、農地保全のための貸借は行っていないかざるを得ない状況なのではないかと考えられている。西東京市で人口が右肩上がりであるという背景には、裏を返すと農地が減少し宅地化されている、ということがリンクしていると思う。理由として、宅地化されるということは、都市農業における相続の問題は、納税猶予制度があっても完全には解消されない、ということを表しているということだと思う。それらの解消のために、都市農業振興基本法がどれくらい効果を発揮するかが大切である。都においても、東京オリンピックも絡めつつ農業者の生産活動を支援できるような環境を整備するための方向性を模索している。

○委員：

4月の日本経済新聞に、政府の検討事項として納税猶予適用農地についても市民農園として貸借が出来るように検討中であると書かれていた。その記事だけでは、実際にどこまで貸借が可能になるのかというところは分からないが、どこまで貸借を認めるのか、というところは大変気になっている。

○委員長：

貸借が認められたら、借り手については農地法に規定されているように、NPO法人であってもまた一定の条件をクリアすれば株式会社でも認められるというところまで来ているので、都市農地においては、貸借が認められればこの規定が適用されることになると思われる。農地の保全という点については、農業を実際に行う人にしっかりと貸し付けることで、農地としては維持しやすくなると思われる。実際に貸借が認められたら、地域にとって農地が有効な形で利用され長く保全されるような形で流動化が起きるように、JAや地区の農業委員会等が関与することができるといい。生産緑地の期限後である平成34年以降については、都市農業振興基本計画の中で「新たな制度の下で、一定期間にわたる営農計画を地方公共団体が評価する仕組みと必要な土地利用規制の検討」と書かれていることが、現在国において検討されている内容だと思われる。

○委員：

平成34年までに、現行の生産緑地法が一部改正する可能性もあるのではないかと考えているかどうか。

○委員：

農業者としては、現行の生産緑地制度のようないい話がずっと続くとは思わない。このままだと、期限後はいつでも買取申し出ができるような状況になるが、それはどのような農業者にとっても、得でしかない。農業者としては、転用規制がかかる方が農地としての利用性は高まると考えているが、宅地化が必要である、という声も一方では聞く。外国では厳しい転用規制がある代わりに、売買や貸与はある程度自由に行うことができる。日本では、ある程度転用への期待があるため、うまく制度は走らないのではないかと考えている。国や都が、ある程度の道筋を示すことが大事なのではないか。

○事務局：

人口が増えている、というところについて補足説明を行う。市の戦略の中で人口のビジョンについても作成するように国から指示があった。西東京市では、平成32年度までは増加する推計となっているが、そこがピークで徐々に落ちていくとされている。そこから考えると、平成34年については人口減少が始まりつつある頃だと推測される。人口の増減等に関する情報については、国においてビッグデータの提供として一般の方や企業に、数字等が公表されており、不動産の売買等にもその視点が活用されていくと考えられる。農地の減少の先には、不動産の流通も関係してくると考えられる。自治体として、今後も人口の動向に注視していく。

○副委員長：

必ず相続は起こるものではある。しかし、現在のように均分相続が前提として行われている状態であれば、相続人が農業をやっていない場合は売却してしまう。貸借の話が出ているが、現状の納税猶予制度では、自ら営農するという事が前提であるので、それを達成できなければ農地は減少してしまう。そのような制度の前提を理解した上で、貸し借りをどうするかというところを現在検討している、というところである。

○委員長：

他に何かあるか。

(発言なし)

○委員長：

無いようなので、これで議題については、終わりとする。

○事務局：

現在の委員の任期が9月までとなっているため、任期中としては最後の委員会である。
会議録については、郵送で確認していただく。

○委員長：

以上で、委員会を終了する。

《閉会》